

名護市自転車活用推進計画 【概要版】



1. 名護市自転車活用推進計画策定の背景と目的

- 2012年 名護市自転車ネットワーク基盤整備調査の実施、自転車道整備プログラムの策定
- 2017年 自転車活用推進法が制定
- 2018年 自転車活用推進計画が閣議決定

自転車活用推進法の中で、都道府県及び市町村は、地域の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努めることとされており、これに基づいて名護市では、市民の自転車利用に対する理解を深めるとともに、名護市を訪れるサイクリストや一般観光客、市民に対して自転車を活用した魅力あるまちづくりを図る施策を推進するための「名護市自転車活用推進計画」（以下、「本計画」といいます）を策定します。本計画は、名護市が今後自転車の利活用を進めるにあたっての目標及び実施すべき施策を示す総合計画とします。

2. 計画区域

計画の対象区域は名護市内全域とし、下記の3つに区分します。

①久志地区

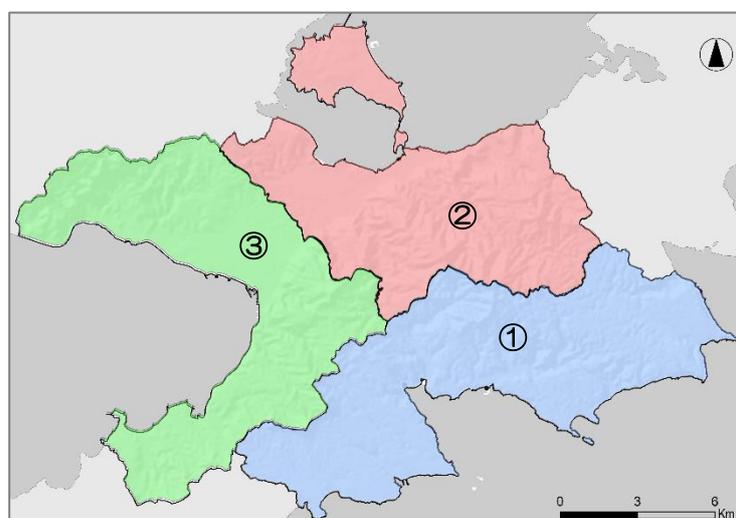
沖縄でも数少ない山林・海岸などがかつての姿で残る自然豊かなエリア

②羽地・屋我地地区

隣接する今帰仁村、大宜味村、国頭村との交流エリア

③名護・屋部地区

市街地やその周辺の観光産業などの活性化にも寄与する北部圏の中心エリア



3. 名護市における自転車活用推進について

自転車は、環境への負荷が少なく、健康増進にもつながる身近な交通手段です。

名護市ではこれまで、主に通勤・通学や買い物などの日常利用に対応して様々な施策を行ってきました。一方、「ツール・ド・おきなわ」が 31 周年を迎えるなど、名護市の自転車文化が国内外へ浸透し、日常・非日常（観光）の両面での自転車利活用が求められています。

名護市は、日常利用と観光利用の両面から自転車利活用を検討し、推進していきます。

■日常利用

- 自転車は日常の短距離移動において、身近で便利な交通手段。
- 短距離の移動を自動車から自転車に変えることで、排出ガスによる環境負荷の軽減や健康増進に寄与する。
- 市街地における交通渋滞の緩和も期待できる。
- 自転車が育む生きがいや友情[※]。

■観光利用

- 気軽に運動できる自転車により、健康的で充実した余暇を過ごせる。
- 自転車を活用して、市内周遊観光を促進する。
- 自転車が育む生きがいや友情[※]。

※2017年5月、愛媛県今治市と「自転車を通じたまちづくり交流協定」を締結し、相互の交流を推進することによる交流人口の増加及びサイクルツーリズムによる国内外からの誘客を目指すとともに、スポーツサイクルに乗ることで「健康」、「生きがい」、「友情」を与えてくれるツールという考え方を通じた「自転車新文化」の定着と地域経済の活性化に寄与することを目的としています。

4. 名護市自転車活用推進計画の方針

自転車活用推進法に基づき、名護市民の自転車利用に対する理解を深めるとともに、名護市を訪れるサイクリストや一般観光客、市民に対して自転車を活用した魅力あるまちづくりを図る施策を推進するための計画として、以下の方針を設定します。

名護市におけるすべての自転車利用者が
安全で安心に・楽しく・快適に過ごせる自転車まちづくり

5. 名護市自転車活用推進計画の4つの目標

名護市では、先に示した方針を実現化するにあたり、国の自転車活用推進法及び自転車活用推進計画を踏まえて、本計画における自転車の活用推進に関する目標を以下の4つとします。産官学が連携し、目標達成に向けて取り組んでいきます。

目標1：自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

①自転車利活用の基盤となるネットワークの形成

◆日常利用（まちなかネットワーク）

主に通勤、通学、買物、まちなか観光を利用目的とする。
地形的に平坦な市街地を対象とし、目的施設と住居地域を結ぶ。

◆健康・観光レクリエーション利用（広域ネットワーク）

主に体力づくりや観光レジャーを利用目的とする。
名護市広域を対象範囲とし、各種景観軸や地域の拠点を結ぶ。



②違法駐車対策の積極的な推進

- ・自転車通行空間上の違法駐車対策の推進により、自転車通行空間の確保を促進します。

③シェアサイクル等の普及促進

- ・様々なスタイルの自転車シェアリングサービスを日常利用と観光利用の両面から推進します。
- ・名護市においてはオフィスや拠点（道の駅許田・羽地の駅等）、店舗などの**有人型を推進**し、利用者の増加が見込めた段階で、事業性を勘案したうえで無人型の導入についても検討していきます。

④ニーズに応じた駐輪場の整備推進

- ・自転車利用を見込んだ駐輪場の整備
- ・商業施設や多くの人が集まる建物に駐輪場の設置を推進
- ・市内の飲食店、宿泊施設、観光施設、道の駅などの施設へのサイクルラック設置を推進

⑤自転車のIoT化の促進

- ・IoTによる自転車の効率的な管理や、ビッグデータを活用した快適な自転車利活用策の仕組みづくりを検討し、名護市に適した自転車のIoT化を進めていきます。

⑥まちづくりと連携した総合的な取り組み

- ・サイクリングツーリズムやイベントの推進 ・サイクリングのブランディング
- ・まちの日常利用の促進（まちづくりのモビリティとしての自転車）
- ・名護市における自転車関連産業の創出

⑦北部地域との広域連携強化

- ・北部近隣市町村との自転車広域周遊観光における拠点化
- ・北部近隣市町村と連携した自転車走行環境の整備

評価指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2029年度)
【指標1】自転車ネットワーク路線の整備率（名護市のみ）	67.4%	100%
【指標2】名護市全域における自転車関連事故の発生件数	18件/2018年	0件/2029年
【指標3】レンタサイクル実施箇所	6箇所	10箇所
【指標4】駐輪場設置箇所	7箇所	15箇所

目標2：サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

⑧サイクルイベント等の誘致

- ・自転車のまちとして様々なサイクルイベントや会議の開催支援
- ・ツール・ド・おきなわ開催時の関連イベント開催
- ・国内外の自転車会議の誘致
- ・パラサイクリングイベントの誘致



⑨公園等を活用した安全な自転車環境の創出

- ・公園等を有効活用し、サイクルスポーツを身近に慣れ親しむ機会の創出
- ・障がいの有無に関わらず、誰もが安全に自転車を楽しめる走行環境のあり方等を検討

⑩自転車を利用した健康づくりの推進

- ・自転車を活用した楽しく気軽にできる健康づくりの推進
- ・健康増進の広報による取り組み

⑪自転車通勤等の促進

- ・学校や企業における自転車通勤者等を考慮した駐輪場の整備推進
- ・シェアサイクル事業者によるサイクルポートの設置協力の促進（※目標1の再掲）
- ・企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するために「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト（仮称）の促進

評価指標	現状値 (2019年度)	目標値 (2029年度)
【指標5】サイクルスポーツの開催数	5件	10件
【指標6】健康ポイント事業の自転車関連参加者数	-	300人
【指標7】自転車通勤する市職員数（通勤手当支給者/推定）	18人/70人	40人/100人

目標3：サイクルツーリズムの推進による観光都市の実現

⑫ 走行環境及び受け入れ環境の整備等によるサイクリング環境の創出

- ・官民が連携した世界に誇るサイクリング環境の創出
- ・観光客を意識したレンタサイクル
- ・サイクリング拠点の設置・活用（道の駅のサイクリング拠点化）
- ・サイクリングマップの作成 ・サイクルバスの運行支援
- ・外国人観光客にも対応した走行環境やサイクリングガイドの養成
- ・サイクリングロードの案内サイン設置・誘導



⑬ サイクリングツアーガイド及びサイクリング指導者の育成

- ・サイクリング指導者を養成するための講習会及び検定試験の支援

⑭ サイクリング MaaS（Mobility as a Service）によるわかりやすい自転車利用

- ・交通（モビリティ）情報の統合による効率的な移動の選択肢の提案
- ・飲食店や自転車修理店などの情報を統合し、わかりやすい自転車利用の推進

評価指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2029 年度)
【指標 8】サイクリング拠点の施設数	2 施設	6 施設
【指標 9】サイクリングツアーガイド数	-	10 人
【指標 10】地元のイベントを絡めたサイクリング開催回数	3 回/年	6 回/年

目標4：自転車事故のない安全で安心な社会の実現

⑮ 自転車の点検整備の啓発

- ・交通安全教育等の機会を活用した自転車点検整備についての広報啓発
- ・自転車販売店や自転車関連協会と連携した日常的な自転車点検とメンテナンス講習会の開催

⑯ 自転車運転者講習・自転車安全利用啓発の促進

- ・学校や民間団体等と連携した「自転車安全利用五則」の活用
- ・ヘルメットの着用促進
- ・自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車通行ルール等の広報啓発

⑰ 自転車通行空間へのわかりやすい誘導

- ・統一した法定外表示（帯状・自転車マーク・矢羽根等）の設置推進

⑱ 災害時における自転車活用

- ・災害時における自転車の活用推進 ・大規模災害発生後における自転車活用について位置付け

評価指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2029 年度)
【指標 11】自転車安全利用五則の認知度	5.6%※	80%
【指標 12】市民向け自転車安全教室の開催数	3 回/年	6 回/年
【指標 13】自転車保険の加入率	40.5%※	100%

6. 実施スケジュール

今後の社会情勢やニーズに合わせ、自転車に関する法令改正などが生じる可能性があるため、動向を注視し、必要に応じた計画内容の見直しを行っていきます。

2020年度 (1年目)	2021年度 (2年目)	2022年度 (3年目)	2023年度 (4年目)	2024年度 (5年目)	2025年度 (6年目)	2026年度 (7年目)	2027年度 (8年目)	2028年度 (9年目)	2029年度 (10年目)
	指標の見直し			指標の見直し				計画の見直し	
個別施策の進捗状況のフォローアップ									

実施施策	短期 (1～3年)	中期 (～5年)	長期 (～10年)
①自転車利活用の基盤となるネットワークの形成			
②違法駐車対策の積極的な推進			
③シェアサイクル等の普及促進			
④ニーズに応じた駐輪場の整備推進			
⑤自転車のIoT化の促進			
⑥まちづくりと連携した総合的な取り組み			
⑦北部地域の自治体との広域連携強化			
⑧サイクルイベント等の誘致			
⑨公園等を活用した安全で安心な自転車環境の創出			
⑩自転車を利用した健康づくりの推進			
⑪自転車通勤等の促進			
⑫走行環境及び受け入れ環境の整備等によるサイクリング環境の創出			
⑬サイクリングツアーガイド及びサイクリング指導者の育成			
⑭サイクリングMaaSによるわかりやすい自転車利用			
⑮自転車の点検整備の啓発			
⑯自転車運転者講習・自転車安全利用啓発の促進			
⑰自転車通行空間へのわかりやすい誘導			
⑱災害時における自転車活用			

